

## 規 則

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第四十一号

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則(平成十五年埼玉県規則第八十三号)の一部を次のように改正する。

第六条第三号中「指定都市」の下に「(次号において「指定都市」という。)」を加え、「。以下同じ」を削り、同条第四号中「道府県知事」の下に「(指定都市の市長を含む。)」を加える。

第二十条及び第二十一条を削り、第二十二条を第二十条とする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。